

営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要となりま らスタートしました。 ら川下に至るサプライチェーンの当事者が連携して行う、 置することが有効です。また、森林資源が充実する中で、 林から、長期・安定的に、 この森林経営管理制度を円滑に実施し、 そのためには、 民有林からの木材供給を補完する形で、 林業経営者が樹木を採取できるよう措 制度の要となる林業経

を促進していく必要があります。 建築物の木造化・木質化等、新たな木材需要の開拓に資する取組 一定期間・安定

「国有林野の

部を改正する法律」が可決され、

成立しま

経営者」)に集積・集約化する、

森林経営管理制度が今年4月か

道府県が公表する民間事業者(いわゆる「意欲と能力のある林業

「樹木採取権制度」

法改正を行いました。 携により木材の安定供給を確保する環境整備を行うため、今回の の林業と木材の需要拡大を行う川中・川下側の木材関連産業の連 的に樹木を採取できる権利を創設するとともに、 るため、現行の入札による方法に加え、国有林野の一定区域にお 慮した上で、木材の需要者と連携する事業者が、 いて、国有林野の公益的機能の維持増進や地域の産業振興等に配 このような認識の下、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図 併せて、

令和元年6月5日に、

筝の

折たな取組がスタ

国有林野の管理経営に関する法律の改正の概要 〜樹木採取権制度の創設〜

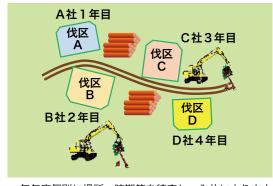


① 樹木採取区の指定 農林水産大臣(以下「大臣」)は、効率的かつ安定的な林業経営の

森林経営管理制度の円滑な実施を支援していくための国有林の取組

意欲と能力のある 林業経営に適した森林 森林所有者 経営管理 木業経 市 営者 経営管理権 意欲と能力のある林業経営 (森林組合、素材生産 町 実施権の設定 の設定 者に林業経営を再委託 民 村 業者、自伐林家等) 有 自然的条件に照らして 国有林材を供給 林 長期・安定的に 林業経営に適さない森林 森林経営管理法による 市町村による間伐等の実施 森林経営管理制度 (市町村森林経営管理事業)

①現行の仕組み(引き続き実施)

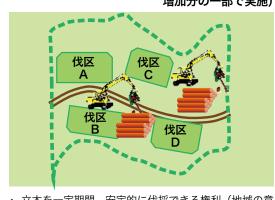


- 毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により立木 を購入して伐採する事業者を決定
- ※立木を購入している林業経営者の平均年間立木購入面 積(2015年農林業センサス)は約20ha(年間6千 ㎡程度の素材生産量に相当)



①を基本とした 上で、②を追加

(今後の供給量の ②追加する仕組み 増加分の一部で実施)



- 一定期間、安定的に伐採できる権利(地域の意 立木を 欲と能力のある林業経営者が対応可能な数百 ha・年 間数千㎡程度の素材生産量を想定)を設定
- ※現行の国有林の伐採のルールを厳守

2

※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

事業の実施

『
昭程度の素材生産量を想定しています。

を受ける者は、

設定の対価として権利設定料を納付します。

振興への寄与の観点から、

地域の意欲と能力のある林業経営者が

なお、運用では地域の産業の

対応可能な基本的な期間・

規模として十年間・

数百 ha、

年間数千

また、

樹木採取権の設定

続期間は五十年以内としています。

安定的に採取する権利です。樹木採取権は物権とみなし、

樹木採取権は、樹木採取区に生育している樹木を、

一定の期間

その

3

 $\widehat{\mathbb{I}}$ 樹木採取権の設定を受けた者(樹木採取権者) 樹木採取権実施契約の締結

E 3

有

林

は、

事業の開

に推進することにより、 域の所在する地域において、 在する一団の国有林野の区域であること」、 育成を図るため、 「樹木の採取に適する相当規模の森林資源が 地域における産業の振興に寄与すると認 国有林と民有林に係る施策を一 「指定しようとする区 体的

区として指定します。められるものであること」 樹木採取権の設定を受ける者の公募・選定

という基準に該当する区域を樹木採

けることを希望する者を公募します。 大臣は、 樹木採取区を指定したときは、 樹木採取権の設定を受

取引関係を確立することが確実と認められること」等の基準に 品利用事業者等 を圧迫しないため、 る経理的基礎を有すると認められること」 管理を効率的かつ安定的に行う能力や、 樹木採取権の設定を受ける者の必須条件として、 (川下事業者) との連携により、 木材利用事業者等 事業の実施体制、 (川中事業者) これを確実に行うに足り ゃ 「民有林からの供給 関係都道府県知 木材の安定的 「森林の経営 及び木材製 地域にお 3 1 け の 適

樹木採取権

る産業の振興に対する寄与の程度等を勘案し、 樹木料の算定の基礎となる申請額、 合していなければなりません。 に協議の上、樹木採取権の設定を受ける者を選定します。 大臣は、応募者のうち基準に適合する者の中から、

5年ごとに繰り返し



樹木採取権制度における事業実施の基本的な流れ

樹木採取区の指定 (国)

効率的かつ安定的な林業経営の育成を図 るため、基準に該当する国有林を指定。 (今後増加が見込まれる国有林材の供給量 の範囲内)

公募~審査・評価~選定 (国)

必須条件に適合している者の中から、 請内容を総合的に評価して、関係都道府県 知事に協議の上、権利を受ける者を選定 (単独による申請の他、複数の事業者が水 平連携して協同組合等の法人として申請す ることも可能)

樹木採取権の設定 (国⇒樹木採取権者)

権利設定料の納付

施業の計画を含む5年間の実施契約の締結 (国⇔樹木採取権者)

樹木料の納付

(毎年、伐採箇所を確定して算定)

樹木採取権の行使(樹木採取権者)

毎年の実施状況の報告(樹木採取権者⇒国)

ものとしています。

そのため、

公募の際に植栽作業を行うことを

提示し、それに応じた者から樹木採取権者を選定します。

植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れる

とにより再造林が適切に行われることになります。

権利期間終了

- 樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在す -団の国有林
- 国有林と民有林に係る施策を一体的に推進するこ とにより産業の振興に寄与すると認められるもの であること 等の基準に該当する必要

(必須要件)

- 意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生 産業者、自伐林家等)又は同等の能力を有する者
- 川中事業者、川下事業者と連携する者

(総合的な評価の項目例)

樹木料の申請額、事業の実施体制(同種事業の実 績等)、地域の産業の振興に対する寄与(雇用の増大 等)

大臣が樹木採取区ごとに定める基準や地域管理経 営計画に適合する必要

公益的機能の確保の観点から、現行の国有林のルー ルを厳守

- (例) ・ 一箇所当たりの皆伐面積の上限(概ね5ha)
 - 尾根や渓流沿いへの保残帯(概ね50m以上) の設置 等

約は、

公益的機能の維持増進等の観点から、

現行の国有林の伐採

実施契

のルールに則り、

大臣が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野

また、

樹木を採

法等) 前に、

ゃ、

大臣と具体的な施業の計画

関係の確立に関する事項等を内容に含む樹木採取権実施契約(以

川中・川下事業者との連携による木材の安定的な取引

(採取する箇所、

面積、

採取

「実施契約」)を五年ごとに締結することとなります。

- 樹木採取権者は伐採と一体的に植栽を実施。
- 必要に応じて、定期報告に加え、国から樹木採取 権者に対して報告を求め、調査し、指示。重大な 契約違反や指示に従わない場合は権利を取消し。

(2) 報告、

指示、

樹木採取権の取消し

大臣は、

事業の適正を期するため、

樹木採取権者に対して報告 正当な理由なく指示に

取する前に樹木料を国に納付する必要があります。 の地域管理経営計画に適合する必要があります。

4

あったときは、

ない伐採を行うなど、 また、大臣は、 樹木採取権を取り消すことができます。 樹木採取権者が国有林の伐採のルールに適合し 実施契約に定められた事項に重大な違反が

従わないときは権利を取り消すことができます。

を求め、調査し、

指示をすることができ、

樹木の採取跡地における植栽

による植栽の効率的な実施のため、 となりますが、 採取跡地における植栽については、 採取跡地において伐採と植栽を一体的に行うこと 当該樹木採取区に係る樹木採 国が責任を持って行うこと

木材の安定取引に取り組む事業者に対する 金融上の措置

①木安法の事業計画の作成者に、 (1) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(木安法) のある林業経営者など森林施業の集約化を行おうとする者を 川上事業者として意欲と能 の改正





国有林改正法成立 ~樹木採取権制度などの導入



木材の安定供給の確保に関する特別措置法の改正概要

意欲と能力のある林業経営者(森林組合・素材生産業者・自伐林家等)の育成を図るため、川上から川下に至るサ プライチェーンの当事者が連携して行う、CLT 等の活用や非住宅建築物の木造化・木質化など、新たな木材需要の開 拓に資する取組を支援する仕組みを導入。



〈課 題〉

連携

- ▶ 川上は森林所有者等に限定され、また、 最終需要が考慮されていない。
- 木材需要の開拓には、川上から川下ま で連携した安定的な取引のための運 転資金の確保が課題。



*赤字の主体が加わったサプライチェーン上の連携を支援

Ш

新たな連携

が開拓されることが期待されます。

制度の活用により、

川上から

森林所有者等 意欲と能力のある 林業経営者※ (森林組合・素材生産業者 自伐林家等)

上

連携

製材業者 合板製造業者 CLT 等製造業者 集成材製造業者 木材流通業者 (木材の輸送業者を含む)

Ш 中

川 下

木材製品の利用者 (中小住宅生産者 家具製造業者・ 木質バイオマス事業者等)

※国有林において樹木採取権の権利設定を受け ようとする者を含む。



<mark>及び低利の資金融通)を措置</mark>

今年度においては、

地域

当面10

連携した取組に対し、融資制度の拡充等、事業者への資金供給の円滑化を図る仕組み(計画認定者への債務保証

川下の事業者や流通を担う事業者の連携によって新たな木材需要 構築に資するものと考えています。 次のステップにつなげていく考えです いつつ、区域の規模や権利の期間、 大など事業の実施状況について検証し、 通じて事業者の応募状況や申請の内容、 円滑な運用開始に向けて準備を進めていくこととしています。 の意欲と能力のある林業経営者の育成を図ることができるよう、 や機械への投資により経営基盤が強化されることを通じて、 権利の設定を受けた事業者が確実な事業量の見通しを得て、 所程度をパイロット的に行っていく考えです。 また、木安法改正により、対象者が拡大する金融措置について 今回の法律改正については、令和2年4月1日が施行となりま 民有林材・国有林材を問わず木材利用のサプライチェーンの パイロット的に指定する樹木採取区における事業の実施を 国有林における樹木採取区の指定については、

事業の要件等が適切か判断し

地元自治体等の評価も伺 樹木採取権者の事業量拡

②川上事業者、 を作成し、 安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画 者を加えます。 業信用基金(信用基金) 中小住宅生産者等の川下事業者を新たに位置付けます。 任意で含められる促進措置の実施者に、 知事等の認定を受けた場合、 川中事業者及び川下事業者が、 独立行政法人農林漁 共同して木材の 木材輸送事業 (事業計画

また、 加え、

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金法の改正概要

当該措置を同基金の業務として追加します。 (1) ②の措置を、 信用基金の目的規定に位置付けるととも



低利の資金融通)を講じます。 新しい制度の導入に向けて による金融上の措置 (債務保証及び